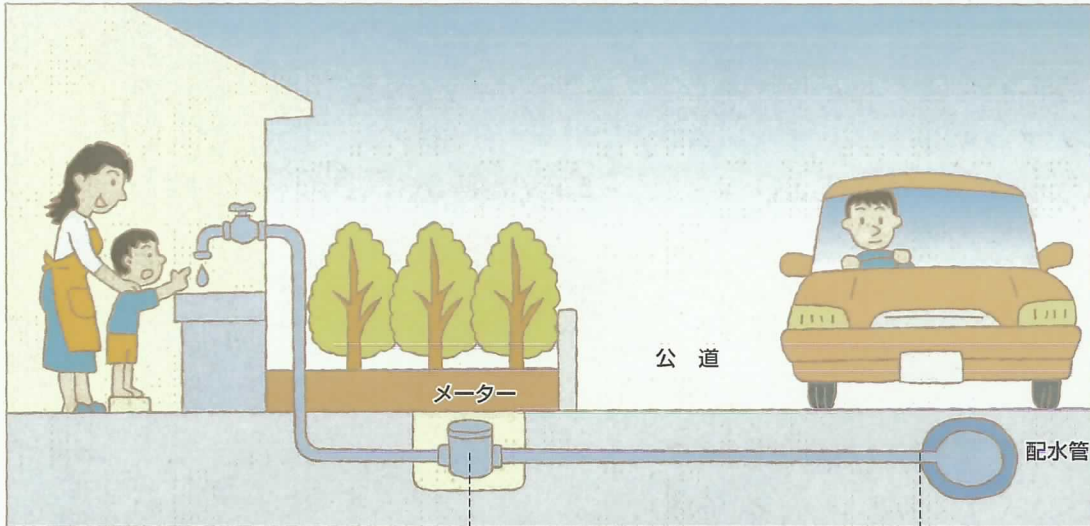


お宅の水道は漏水していませんか？



お客様より直接、指定給水装置工事事業者へ修繕をご依頼ください。費用はお客様のご負担となります。

設置、維持管理等はお客様の責任で行っていただきますが自然漏水の場合に限り、水道局が修繕します。(工事による管の損傷等は、その行為者に修繕に係る費用を負担していただきます。)自然漏水が発生した場合は水道局各営業所(4月以降は維持課)にご連絡ください。

これらを総称して「給水装置」といいます。すべてお客様の所有物です。

おおいたの水道

2009
春号

大分市水道局

漏水のご注意

.....P1

機構改革のお知らせ

.....P2~3

各種届出・

営業所のご案内

.....P4

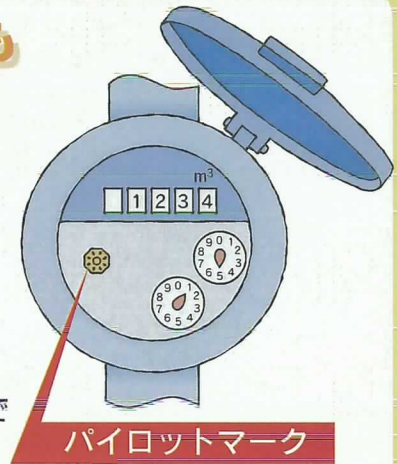
漏水にご注意を

水道は、気づかないうちに漏水していることがあります。住居を移転した場合などは、特に要注意です。定期的に以下のチェックポイントを点検するようお願いします。

- じゃ口
- 水洗トイレのちょろちょろ
- メーターボックス周辺
- 受水槽・高架水槽
- 太陽熱温水器とその周辺
(接続されたパイプ周辺など)
- 地下での漏水(雨が降っていないのに常に地面が濡れているなど)

メーターでも漏水を発見できます。

家の中のどこも水を使っていないのにパイロットマークが回転していたらどこかで漏水しています。



漏水を見つけたら

メーターより内側で漏水している場合は、大分市水道局指定給水装置工事事業者へ修繕をご依頼ください。メーターより道路側で漏水している場合は、水道局各営業所へご連絡ください。なお、水道局の機構変更のため、4月以降は維持課(☎538-2402)へご連絡ください。

3月までの連絡先は

- 大分地区にお住まいの方 中央営業所 538-2416
- 鶴崎・大在・坂ノ市・佐賀関地区にお住まいの方 東部営業所 527-7171
- 植田・大南・野津原地区にお住まいの方 西部営業所 586-4411

※各営業所の所在地などの詳細は最終ページ(第4面)をご覧ください。

4月以降の連絡先は

維持課
538-2402

※ ご注意ください。

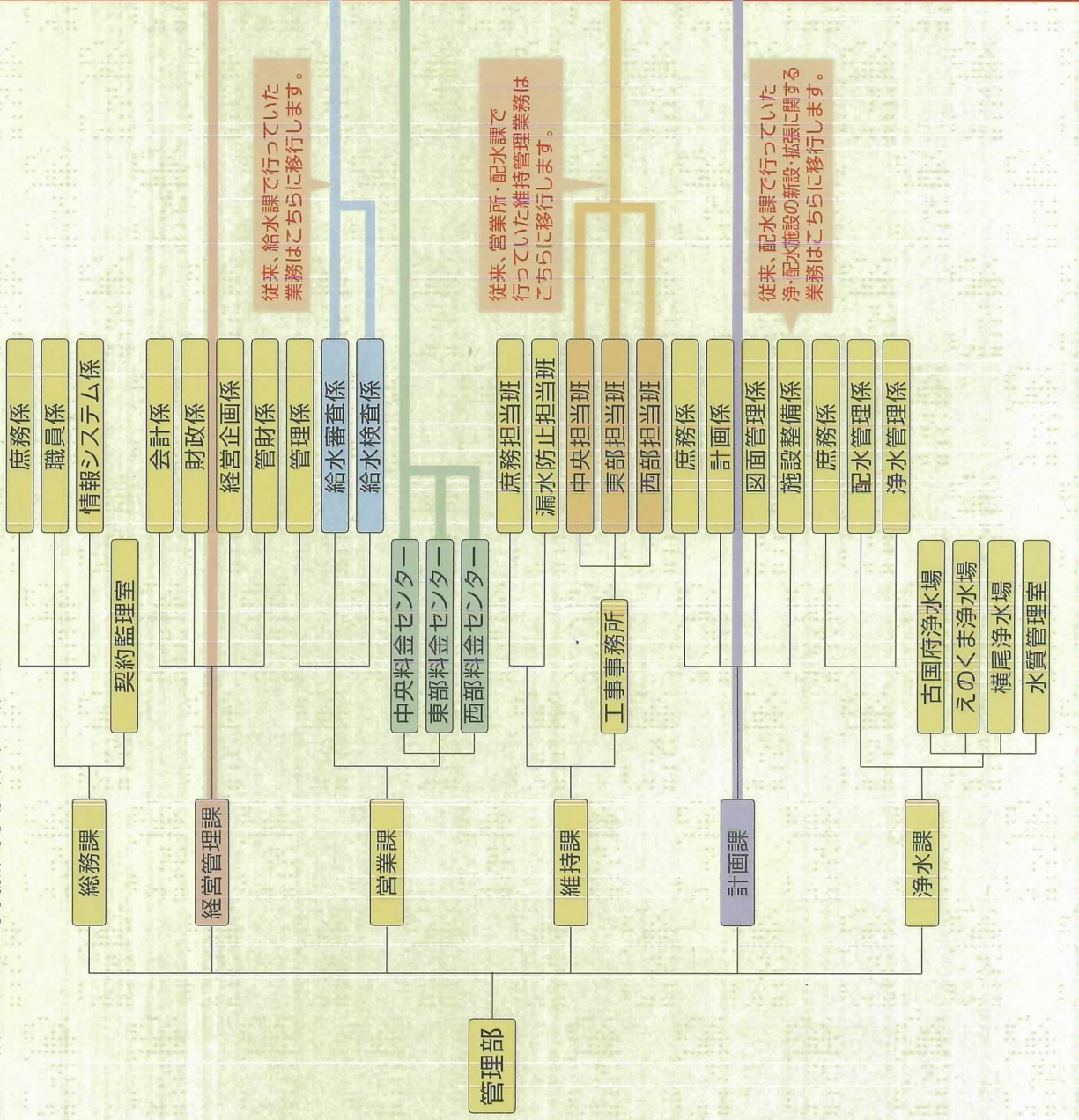
- 各営業所は、名称が料金センターに変わり、営業所営業係が担当していた料金関係業務を取り扱うこととなります。営業所維持改良係で担当していた施設の維持管理に関する業務は、維持課（本局2階）で取り扱うこととなります。
- 公道に埋設している水道管に関するお問い合わせは、維持課（本局2階）で取り扱うこととなります。

水道局庁舎(☎ 538-1211)のご案内

4階	計画課(538-2405)、総務課情報システム係(538-2406)
3階	総務課、契約監理室(538-2403)、経営管理課(538-2404)
2階	維持課、工事事務所(538-2402)
1階	営業課、中央料金センター(538-2416)

新機構図

1部 6課(料金センター、工事事務所、浄水場を含む) 17係 5班



従来、給水課で行っていた業務はこちらに移行します。

従来、営業所・配水課で行っていた維持管理業務はこちらに移行します。

従来、配水課で行っていた浄・配水施設の新設・拡張に関する業務はこちらに移行します。

水道局の機構変更のお知らせ

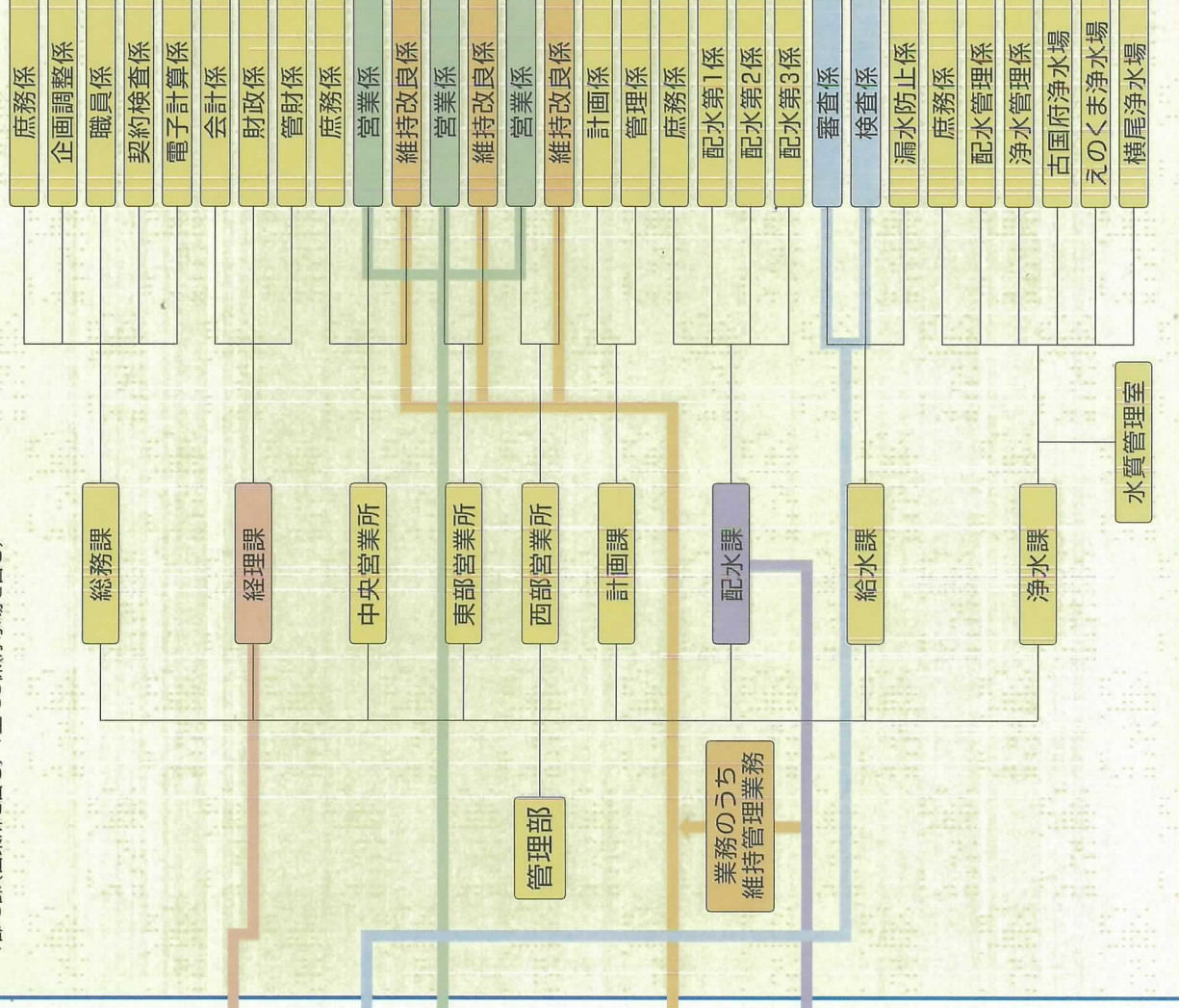
経営基盤の充実強化や、料金収納体制の充実等を基本として、施設の維持管理が重要な時代に即した組織・機構の構築を図るため、4月1日より水道局の機構を変更します。

主な変更点は、次のとおりです。

- **総務部門及び経理部門の再編**
 - ・ 契約事務の効率性や透明性の向上を図るため「契約監理室」を新設します。
 - ・ 経営基盤の確立・強化を図るため、「経営管理課」を新設します。
- **営業部門及び工務部門の再編**
 - ・ 営業部門を統合し、「営業課」を新設します。また、地域に密着したサービスの向上を図るため、同課に中央・東部・西部の3料金センターを新設します。
 - ・ 施設の維持管理に関する部門を統合し、「維持課」を新設します。また、様々な課題に効率的かつ効果的に対応するため、同課に「工事事務所」を新設し、グループ制を導入します。
 - ・ 「浄水施設及び配水施設の新設・拡張に関する事務」などを計画課に移管します。
 - ・ 以上のことに伴い、中央、東部、西部の3営業所、配水課及び給水課を廃止します。

旧機構図

1部 9課(営業所を含む) 1室 30係(浄水場を含む)



届出の種類	届出に必要なもの	届出方法		
		窓口	電話	インターネット
使用開始届	「新しく水道をご使用のお客さまへ」のチラシ（玄関付近に取り付けています）をご覧になり、同封の「水道使用開始届」に必要な事項を記入し、返信用封筒に入れて返送してください。	○	○	○
使用中止届	「領収書」または「水道使用水量のお知らせ」票と印鑑を窓口にご持参ください。	○	○	○
使用者名義変更届	「領収書」または「水道使用水量のお知らせ」票と印鑑を窓口にご持参ください。	○	○	—

※届出が可能な窓口は、水道局各営業所（場所等は下図をご参照ください）、市役所市民課7番窓口、各支所・出張所に設置しています。

■ 水道料金は、各営業所窓口、各金融機関、郵便局やコンビニエンスストアでお支払いいただけます。

■ 口座振替をご希望のお客さまは、次の手続きを水道局か金融機関・郵便局で行ってください。

お申込みから約1ヵ月で口座振替ができます。

● 水道局で手続きする場合

「口座振替申込書」をお届けしますので、各営業所までご連絡ください。申込書が到着しましたら、必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

● 金融機関、郵便局で手続きする場合

預・貯金通帳、通帳届出印、水道番号が分かるもの（「領収書」または「水道使用水量のお知らせ」票）を窓口へご持参ください。

● 料金の振替日は隔月の月末日です。ただし、金融機関が休みの場合は翌営業日となります。

※届出、水道料金及び検針についてのお問い合わせは、各営業所へご連絡ください

（連絡先は1面をご覧ください）。なお、営業所は4月から「料金センター」に名称が変わります。

水道の届出はお早めに！窓口、電話、インターネットで手続きできます。

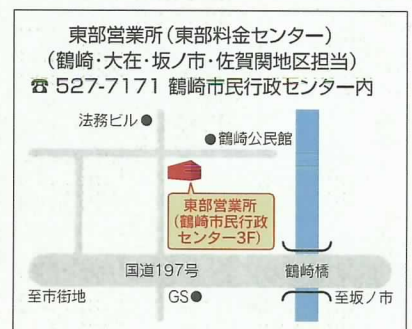
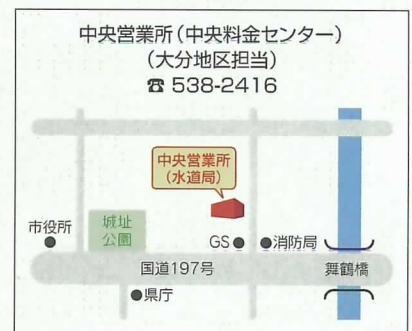
● 転入、転居により新しく水道の使用を始めるとき………使用開始届
● 引越などで水道の使用をやめたり、長期間使用しないとき………使用中止届
● 料金などを引き継ぐため使用者の名前が変わるとき………使用者名義変更届

※届出の際は、領収書などに記載の「水道番号」をお知らせください。

大分市水道局 西部営業所 移転のお知らせ

西部営業所は、現在、野津原支所内に仮移転していますが、4月1日（水）に「西部料金センター」と名称を変更し、5月7日（木）より、もとの場所に戻って営業します。

期日	～3月31日	4月1日～	5月7日～
名称変更	西部営業所	西部料金センター	
所在地変更	野津原支所 2階		光吉470番地
連絡先変更	☎586-4411		☎567-2355



大分市水道局に関する
お問い合わせ先

代表 ☎ 538-1211 (月～金曜日の午前8時30分～午後5時)
☎ 538-1812 (土、日、祝日、夜間の緊急連絡)